

Q 1 成年後見制度を使える人はどんな人か。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な方を対象に、「任意後見制度」は、現時点で判断能力は十分であるが、「将来に備えたい」という方が使える制度です。

(Q 2 参照)

法定後見制度は認知症などの脳障害および精神障害・知的障害などの理由で、判断能力が不十分になった方を支援し、保護する制度です。判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害にあう可能性があります。そのような方の権利を守るための一つの方法として、成年後見制度があります。

《チェックリスト》

- ☆(1) 日常的な金銭管理に支援が必要
- ☆(2) 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう
- ☆(3) 年金・手当等の受取手続きが必要
 - (4) 生命保険などの請求の手続きが必要
 - (5) 税金の申告が必要
 - (6) 賃貸借契約の手続きが必要
 - (7) 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある
 - (8) 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要
 - (9) 借金をしたり、他人の保証人になってしまう
 - (10) 借金の整理、ローンの返済が必要
 - (11) 遺産相続の手続きが必要
 - (12) 裁判所の手続きが必要
- ☆(13) 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能
- (14) 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要



上記の項目の中で☆だけに該当する場合は、「日常生活自立支援事業」でも対応可能です。まずはご本人の「判断能力」がどの程度か、主治医の診断書などで確認することになります。診断書取得前に、一度かかりつけ医に、後見制度にかかる判断能力について、相談することをお勧めします。

その診断により下記の3つの類型に分かれます。

- ①補助：判断能力が不十分（軽度・最近物忘れがでてきた状態）
 - ②保佐：判断能力が著しく不十分（時々はっきりしている状態）
 - ③後見：判断能力が欠けているのが通常の状態
- ◆身体的な不自由だけでは、成年後見制度の対象にはなりません。公正証書などによる財産契約を締結したり地域の福祉サービス利用を検討しましょう。